

汚泥処理業務委託仕様書

下水道部 河川・下水道管理課

道路交通部 道路安全課

この仕様書は、排出事業者 市川市（以下「委託者」という。）と処理業者（以下「受託者」という。）において、委託者の事業活動によって排出される産業廃棄物の処理業務に関して、当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

- 1 件 名 汚泥処理業務委託
- 2 業務目的 本業務は、排水路、水質浄化施設及び側溝等施設から事業活動によって排出される産業廃棄物を、適切に処理することを目的とする。
- 3 委託場所 市川市南八幡 2 丁目 20 番 2 号
- 4 委託期間 令和 7 年 6 月 2 日～令和 8 年 3 月 3 1 日
- 5 産業廃棄物の種類及び数量

| | |
|------|---|
| 種類 | 無機性汚泥 |
| 予定数量 | 8 0 0 m ³ （河川・下水道管理課）、4 6 5 m ³ （道路安全課） |
| 合計 | 1, 2 6 5 m ³ |
- 6 処分の場所の所在地、方法
契約の際に契約書に明記するものとする。
※発生する無機性汚泥の処理施設までの運搬距離が市川市南八幡 2 丁目 20 番 2 号を起点として半径 15km 以内であること。
- 7 業務内容
 - (1) 受託者は、排水路、水質浄化施設及び側溝等施設から収集した別添廃棄物情報に示す産業廃棄物（無機性汚泥）を多少にかかわらず全量を適切に処理するものとする。
受託者は、排水路、水質浄化施設及び側溝等施設からの産業廃棄物の処理に当たっては、施設利用者に危険を及ぼさないように特に注意しなければならない。
 - (2) 産業廃棄物の処理の方法
 - ア) 処理に当たっては、飛散流出しないようにすること。
 - イ) 処理に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

ウ) 処理のための施設は、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。

8 廃棄物の適正処理のために必要な情報の提供

委託者は、産業廃棄物の適正処理のために必要な情報として、次に掲げる事項を記載した廃棄物データシートその他の書類を契約時に受託者に提供するものとする。委託者は、委託する産業廃棄物の処理に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないように注意する。万一混入したことを知り得たときは、直ちに受託者に通知するものとする。

- (1) 産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
- (2) その他取り扱う際に注意すべき事項

9 産業廃棄物管理票(マニフェスト)

- (1) 処分終了時にあっては、マニフェスト D 票を委託者に送付するものとする。
- (2) 最終処分終了時にあっては、マニフェスト E 票を委託者に送付するものとする。
- (3) マニフェストの記入方法は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)の定めによる。

10 安全対策

受託者は、業務の実施に当たって次のとおり安全対策を措置するものとする。

- (1) 作業は、常に安全第一を心がけ、業務上の事故防止については細心の注意を払い、必要な対策を講じるものとする。
- (2) 業務の安全が図られるように人員を配置するものとする。
- (3) 業務に従事する者に対しては、新規雇用時及び定期的に安全衛生教育を実施しなければならない。
- (4) 業務の履行に伴って事故が発生した場合には、直ちにその旨を関係機関及び委託者に連絡し、その処理については委託者と協議し、責任をもって一切の手続を行うものとする。

11 業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項

受託者は、業務終了後、業務完了届及び年間処理一覧表を月の終了の日から10日以内に委託者に提出するものとする。但し、3月分に関しては委託期間満了までに委託者に提出するものとする。

12 契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項

受託者は、契約を解除された場合、解除された後もその産業廃棄物に対する契約上の受託者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、処分の残っている産業廃棄物の処分業務を自ら実行するか、又は委託者の承認を得た上で、当該産業廃棄物の処分の許可を有

する他の者に受託者の自己の費用をもって業務を行わせなければならない。

13 再委託の禁止

受託者は、委託者から委託された産業廃棄物の処理業務を他人に委託してはならない。ただし、委託者の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

14 その他

- (1) 当該産業廃棄物を処理するための許可証の写しを提出するものとする。
- (2) 委託契約書については契約終了の日から5年間保存するものとする。
- (3) 委託者は、受託者の業務履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。
- (4) 受託者は、第三者に対して不快を与えないよう細心の注意を払って業務を履行するものとする。
- (5) 受託者は、委託者の取り組んでいる環境施策（ISO関係、ごみの資源化・減量、クラス対策等）に対し、十分理解し、協力しなければならない。
- (6) 受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (7) 受託者は、業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (8) 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (9) 業務の履行に当たっては、廃棄物処理法、労働安全衛生法、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (10) 委託者は、受託者に収集運搬会社を別途連絡するものとする。
- (11) この仕様書の定めのない事項及び疑義の生じた事項の対応については、委託者と受託者がその都度協議の上、決定するものとする。